

○阿見町最低制限価格制度事務取扱規程

平成26年3月31日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町契約規則（平成12年阿見町規則第1号）第9条に規定する最低制限価格の決定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に定める制度をいう。
- (2) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (3) システム 乱数を使用して電子計算機により無作為に数値を抽出するシステムをいう。
- (4) ランダム係数 0.9950から1.0050までの数値（小数点以下第4位まで算出するものとする。）のうち、別表に定める数値であって、システムにより抽出された数値に基づき無作為に選択されるものをいう。
- (5) 最低制限価格 最低制限基本価格の110分の100に相当する額にランダム係数を乗じて得た価格（1万円未満の額は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(対象)

第3条 最低制限価格を設ける一般競争入札は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は製造の請負とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りではない。

2 最低制限価格制度を適用しようとする場合には、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程（平成12年阿見町訓令第5号）第5条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会に諮らなければならない。

(最低制限基本価格)

第4条 最低制限基本価格は、次に掲げる額の合計額（1万円未満の額は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 建設工事のうち、建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）に対する前項の規定の適用については、前項第1号中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）」と、前項第3号中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）」とする。
- 3 昇降機設備工事その他の製造部門を有する専門工事業者を対象とした工事に対する前項の規定の適用については、第1項第1号中「直接工事費の額」とあるのは「直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）」と、第1項第3号中「現場管理費の額」とあるのは「現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）」とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める一般競争入札に係る最低制限基本価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で町長が定める額とする。

（最低制限基本価格の決定期限）

第5条 町長は、最低制限基本価格を入札日までに決定する。

（ランダム係数の決定）

第6条 町長は、入札日までにシステムにより別表横軸の数値を決定し、その数値を電磁的記録媒体に保存し、最低制限基本価格を記載した最低制限基本価格表とともに密封するものとする。

- 2 入札執行者は、入札場所において入札立会人にシステムを操作させて別表縦軸の数値を決定したのち、最低制限基本価格表の入った封書を開封し、当該電磁的記録媒体を電子計算機で読み込み、画面に表示された別表横軸の数値を入札立会人と確認して、ランダム係数を決定するものとする。

（最低制限価格の決定及び経緯の記録）

第7条 入札執行者は、入札場所において最低制限価格を決定するものとする。

- 2 入札執行者は、決定されたランダム係数、最低制限価格の決定に係る計算式その他の最低制限価格の決定に係る経緯を記録しておかなければならない。

（ランダム係数の公表）

第8条 ランダム係数は、入札執行後、契約主管課において、入札に参加した者のうちランダム係数の公表を希望する者に対して、口頭により公表できるものとする。

（最低制限価格の公表）

第9条 最低制限価格は、入札執行に係る契約（仮契約を含む。）の締結後、町ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附 則（平成26年6月24日訓令第6号）

この訓令は、平成26年6月25日から施行する。

附 則（平成26年9月30日訓令第7号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日訓令第8号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日訓令第4号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条，第6条関係）

ランダム係数表

	1	2	3	4	5
1	0.9992	0.9963	1.0050	0.9996	1.0000
2	0.9988	1.0029	0.9950	1.0021	1.0008
3	1.0012	1.0004	0.9958	0.9979	1.0037
4	1.0042	0.9954	1.0033	1.0025	0.9983
5	0.9967	1.0046	1.0017	0.9971	0.9975